

令和5年12月5日開会

※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※

令和5年第4回

杵築市議会定例会議案

※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※

目 次

- 議案第 7 0 号 令和 5 年度杵築市一般会計補正予算（第 7 号）
－ 補 正 予 算 書 1 ペ ー ジ －
- 議案第 7 1 号 令和 5 年度杵築市国民健康保険特別会計補正予算（
第 2 号）
－ 補 正 予 算 書 11 ペ ー ジ －
- 議案第 7 2 号 令和 5 年度杵築市介護保険特別会計補正予算（第 2
号）
－ 補 正 予 算 書 15 ペ ー ジ －
- 議案第 7 3 号 令和 5 年度杵築市農業集落排水事業特別会計補正予
算（第 1 号）
－ 補 正 予 算 書 19 ペ ー ジ －
- 議案第 7 4 号 令和 5 年度杵築市水道事業会計補正予算（第 3 号）
－ 補 正 予 算 書 21 ペ ー ジ －
- 議案第 7 5 号 令和 5 年度杵築市下水道事業会計補正予算（第 2 号
）
－ 補 正 予 算 書 23 ペ ー ジ －
- 議案第 7 6 号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係
条例の整理等について
－ 議 案 書 4 ペ ー ジ －
- 議案第 7 7 号 杵築市行政手続における特定の個人を識別するた
めの番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利
用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正
について
－ 議 案 書 6 ペ ー ジ －

- 議案第 78 号 杵築市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する
条例の一部改正について - 議案書 11 ページ -
- 議案第 79 号 杵築市会計年度任用職員の報酬等に関する条例の一
部改正について - 議案書 13 ページ -
- 議案第 80 号 杵築市特別職の職員の給与等に関する条例の一部改
正について - 議案書 15 ページ -
- 議案第 81 号 杵築市職員の給与に関する条例等の一部改正につい
て - 議案書 17 ページ -
- 議案第 82 号 杵築市技能労務職員の給与の種類及び基準を定める
条例及び杵築市企業職員の給与の種類及び基準に関
する条例の一部改正について - 議案書 27 ページ -
- 議案第 83 号 農業集落排水事業の地方公営企業法一部適用に伴う
関係条例の整理等について - 議案書 29 ページ -
- 議案第 84 号 杵築市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業
の運営に関する基準を定める条例の一部改正につい
て - 議案書 32 ページ -
- 議案第 85 号 大分市と杵築市との公共下水道事業から生じる脱水
汚泥の処理に係る事務の委託の協議について
- 議案書 35 ページ -

- 議案第 86 号 杵築市立石地区グラウンドの指定管理者の指定について
- 議案書 38 ページ -
- 議案第 87 号 杵築市山香温泉風の郷市場の指定管理者の指定について
- 議案書 40 ページ -
- 議案第 88 号 杵築市堆肥化処理施設の指定管理者の指定について
- 議案書 42 ページ -
- 議案第 89 号 杵築市社会教育文化財施設の指定管理者の指定について
- 議案書 44 ページ -
- 議案第 90 号 市道の路線廃止及び路線認定について
- 議案書 46 ページ -
- 報告第 38 号 専決処分の承認を求めることについて
(令和 5 年度杵築市一般会計補正予算 (第 6 号))
- 議案書 54 ページ -
- 報告第 39 号 専決処分の報告について
- 議案書 55 ページ -
- 報告第 40 号 専決処分の報告について
- 議案書 58 ページ -

議案第76号

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係
条例の整理等について

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理
等に関する条例を次のように定める。

令和5年12月5日提出

杵築市長 永 松 悟

記

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係
条例の整理等に関する条例

(杵築市監査委員条例の一部改正)

第1条 杵築市監査委員条例（平成17年杵築市条例第8号）の
一部を次のように改正する。

第2条中「第243条の2第3項」を「第243条の2の8
第3項」に改め、「よる監査の請求又は」の次に「法」を加え
る。

(杵築市水道事業の設置等に関する条例の一部改正)

第2条 杵築市水道事業の設置等に関する条例（平成17年杵築
市条例第217号）の一部を次のように改正する。

第5条中「第243条の2第8項」を「第243条の2の8
第8項」に改める。

(杵築市工業用水道事業の設置等に関する条例の一部改正)

第3条 杵築市工業用水道事業の設置等に関する条例（平成17
年杵築市条例第218号）の一部を次のように改正する。

第6条中「第243条の2第8項」を「第243条の2の8
第8項」に改める。

(杵築市立山香病院事業の設置等に関する条例の一部改正)

第4条 杵築市立山香病院事業の設置等に関する条例（平成22
年杵築市条例第37号）の一部を次のように改正する。

第7条中「第243条の2第4項」を「第243条の2の8
第8項」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議案第 77 号

杵築市行政手続における特定の個人を識別するための
番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利
用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正
について

杵築市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利
用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提
供に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 5 年 1 2 月 5 日提出

杵築市長 永 松 悟

記

杵築市行政手続における特定の個人を識別するための
 番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利
 用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改
 正する条例

杵築市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利
 用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提
 供に関する条例（平成 27 年杵築市条例第 37 号）の一部を次の
 ように改正する。

別表第 2 の 1 の項を次のように改める。

1 市長	生活保護法による保護 の決定及び実施、就労 自立給付金若しくは進 学準備給付金の支給、 被保護者健康管理支援 事業の実施、保護に要 する費用の返還又は徴 収金の徴収に関する事 務であって規則で定め るもの	地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）その他の地方税に 関する法律に基づく条例の規 定により算定した税額若しく はその算定の基礎となる事項 に関する情報（以下「地方税 関係情報」という。）、介護保 険法（平成 9 年法律第 123 号）による保険給付の支給、 地域支援事業の実施若しくは 保険料の徴収に関する情報（ 以下「介護保険給付等関係情 報」という。）又は医療保険 各法（健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）、船員保険 法（昭和 14 年法律第 73 号 ）、私立学校教職員共済法（ 昭和 28 年法律第 245 号）
------	---	--

		、国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）若しくは地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）をいう。以下同じ。）若しくは高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）による医療に関する給付の支給若しくは保険料の徴収に関する情報（以下「医療保険給付関係情報」という。）であって規則で定めるもの
1の2 市長	生活に困窮する外国人に対する生活保護法に準じて行う保護の措置に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報、母子保健法（昭和40年法律第141号）による養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給に関する情報、児童手当法（昭和46年法律第73号）による児童手当若しくは特例給付の支給に関する情報（以下「児童手当関係情報」という。）、介護保険給付等関係情報、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）による自立支援

給付の支給に関する情報（以下「障害者自立支援給付関係情報」という。）、医療保険給付関係情報、生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給に関する情報（以下「生活保護関係情報」という。）、児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）による児童扶養手当の支給に関する情報（以下「児童扶養手当関係情報」という。）、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）による給付金の支給に関する情報、特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）その他の法令による給付の支給に関する情報（以下「特別児童扶養手当関係情報」という。）、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による永住帰国旅費、自立支度金、一

	<p>時金若しくは一時帰国旅費の支給に関する情報、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付又は配偶者支援金の支給に関する情報（以下「中国残留邦人等支援給付等関係情報」という。）であって規則で定めるもの</p>
--	--

別表第2の15の項中「条例」の次に「又は森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律（平成31年法律第3号）」を加え、「地方税の」を「地方税若しくは森林環境税の」に、「地方税に関する調査」を「地方税若しくは森林環境税に関する調査」に改める。

附 則

この条例は、令和6年1月1日から施行する。

議案第78号

杵築市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する
条例の一部改正について

杵築市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部
を改正する条例を次のように定める。

令和5年12月5日提出

杵築市長 永 松 悟

記

杵築市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する
条例の一部を改正する条例

(杵築市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正)

第1条 杵築市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例
(平成17年杵築市条例第35号)の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「100分の165」を「100分の175」に改める。

第2条 杵築市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例
の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「100分の175」を「100分の170」に改める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の杵築市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例(以下「改正後の報酬条例」という。)第6条第2項の規定は、令和5年12月1日から適用する。
(期末手当の内払)
- 3 改正後の報酬条例の規定を適用する場合には、改正前の杵築市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の報酬条例の規定による期末手当の内払とみなす。

議案第 79 号

杵築市会計年度任用職員の報酬等に関する条例の一部改正について

杵築市会計年度任用職員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 5 年 1 2 月 5 日提出

杵築市長 永 松 悟

記

杵築市会計年度任用職員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例

杵築市会計年度任用職員の報酬等に関する条例（令和元年杵築市条例第54号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「及び期末手当」を「、期末手当及び勤勉手当」に改め、同項ただし書中「手当」の次に「及び勤勉手当」を加え、同条第7項中「手当」の次に「及び勤勉手当」を加える。

第4条第1項中「及び期末手当」を「、期末手当及び勤勉手当」に改め、同項ただし書中「手当」の次に「及び勤勉手当」を加え、同条第4項中「手当」の次に「及び勤勉手当」を加える。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

（杵築市職員の育児休業等に関する条例の一部改正）

2 杵築市職員の育児休業等に関する条例（平成17年杵築市条例第29号）の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）を除く。）」を削る。

第8条中「職員（」の下に「地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項に規定する」を加える。

議案第 80 号

杵築市特別職の職員の給与等に関する条例の一部改正について

杵築市特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 5 年 1 2 月 5 日提出

杵築市長 永 松 悟

記

杵築市特別職の職員の給与等に関する条例の一部を
改正する条例

(杵築市特別職の職員の給与等に関する条例の一部改正)

第1条 杵築市特別職の職員の給与等に関する条例（平成17年
杵築市条例第38号）の一部を次のように改正する。

第5条中「100分の165」を「100分の175」に改
める。

第2条 杵築市特別職の職員の給与等に関する条例の一部を次の
ように改正する。

第5条中「100分の175」を「100分の170」に改
める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定
は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の杵築市特別職の職員の給与等に
関する条例（以下「改正後の給与条例」という。）第5条の規
定は、令和5年12月1日から適用する。

(期末手当の内払)

- 3 改正後の給与条例の規定を適用する場合には、改正前
の杵築市特別職の職員の給与等に関する条例の規定に基づいて
支給された期末手当は、改正後の給与条例の規定による期末手
当の内払とみなす。

議案第 8 1 号

杵築市職員の給与に関する条例等の一部改正について

杵築市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 5 年 1 2 月 5 日提出

杵築市長 永 松 悟

記

杵築市職員の給与に関する条例等の一部を改正する
条例

(杵築市職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 杵築市職員の給与に関する条例（平成17年杵築市条例第41号）の一部を次のように改正する。

第24条第2項中「100分の120」を「100分の125」に改め、同条第3項中「100分の120」を「100分の125」に、「100分の67.5」を「100分の70」に改める。

第27条第2項第1号中「100分の100」を「100分の105」に改め、同項第2号中「100分の47.5」を「100分の50」に改める。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第5条関係）

行政職給料表

(単位：円)

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任	1	162,600	208,600	241,600	272,400	296,300	324,100	366,600
	2	163,700	210,300	243,100	274,000	298,400	326,300	369,200
	3	164,900	212,000	244,500	275,500	300,400	328,500	371,600
	4	166,000	213,500	245,900	277,100	302,300	330,500	374,000
	5	167,100	215,000	247,100	278,600	304,100	332,500	375,900

用 短 時 間 勤 務 職 員 以 外 の 職 員	6	168,200	216,800	248,700	280,300	305,900	334,500	378,400
	7	169,300	218,600	250,200	282,100	307,500	336,400	380,700
	8	170,400	220,300	251,700	283,900	309,100	338,300	383,200
	9	171,400	221,800	252,800	285,700	310,700	340,200	385,700
	10	172,800	223,300	254,200	287,600	312,900	342,200	388,300
	11	174,100	224,800	255,700	289,400	315,100	344,200	390,900
	12	175,400	226,300	257,000	291,200	317,100	346,200	393,500
	13	176,600	227,500	258,300	293,000	319,200	348,000	395,800
	14	178,100	228,900	259,500	294,600	321,200	350,000	398,100
	15	179,600	230,300	260,700	296,000	323,100	352,000	400,300
	16	181,200	231,700	261,900	297,400	325,000	353,900	402,600
	17	182,300	233,100	263,100	298,900	326,900	355,600	404,400
	18	183,700	234,700	264,400	300,900	328,900	357,600	406,300
	19	185,200	236,200	265,700	302,900	330,800	359,400	408,200
	20	186,600	237,600	267,000	304,700	332,700	361,300	410,000
	21	187,900	238,800	268,400	306,400	334,400	363,200	411,800
	22	190,200	240,400	269,900	308,300	336,400	365,100	413,600
	23	192,400	241,900	271,500	310,200	338,400	367,000	415,400
	24	194,600	243,300	273,000	312,000	340,300	368,900	417,200
	25	196,800	244,300	274,600	313,700	341,700	370,800	418,900
	26	198,500	245,800	276,300	315,700	343,600	372,700	420,400
	27	200,000	247,100	277,900	317,800	345,500	374,600	421,900
	28	201,500	248,300	279,500	319,700	347,400	376,500	423,400
	29	203,000	249,400	281,100	321,400	349,000	378,000	424,900
	30	204,400	250,400	282,600	323,400	350,900	379,800	426,200
	31	205,800	251,400	284,100	325,400	352,800	381,600	427,500
	32	207,200	252,300	285,700	327,400	354,600	383,200	428,700

33	208,600	253,200	286,800	328,600	356,400	385,000	429,900
34	209,900	254,100	288,400	330,600	358,200	386,400	431,200
35	211,200	254,900	289,900	332,500	359,900	387,800	432,500
36	212,500	255,700	291,400	334,500	361,600	389,200	433,700
37	213,800	256,400	292,800	336,400	363,000	390,600	434,900
38	215,000	257,500	294,400	338,300	364,300	391,800	435,700
39	216,200	258,700	296,000	340,200	365,600	393,000	436,500
40	217,400	259,800	297,600	342,100	367,000	394,000	437,300
41	218,500	261,000	299,100	343,900	368,100	395,100	437,900
42	219,600	262,200	300,700	345,800	369,000	396,300	438,600
43	220,600	263,300	302,200	347,600	370,000	397,400	439,300
44	221,600	264,400	303,700	349,400	371,100	398,500	440,000
45	222,500	265,500	305,300	350,900	371,900	399,200	440,800
46	223,400	266,600	306,900	352,400	372,800	399,900	441,600
47	224,300	267,700	308,500	353,800	373,700	400,600	442,000
48	225,200	268,700	310,000	355,300	374,500	401,300	442,700
49	226,100	269,700	310,900	356,800	375,300	401,900	443,200
50	227,000	270,700	312,400	357,600	376,100	402,500	443,600
51	227,900	271,700	313,900	358,600	376,900	403,000	444,000
52	228,800	272,600	315,500	359,600	377,600	403,400	444,400
53	229,600	273,500	317,100	360,500	378,300	403,800	444,800
54	230,500	274,400	318,800	361,600	379,000	404,100	445,200
55	231,400	275,300	320,300	362,500	379,700	404,400	445,600
56	232,200	276,200	321,800	363,500	380,400	404,700	445,900
57	232,500	277,100	323,200	364,400	380,900	405,000	446,200
58	233,300	278,000	324,400	365,100	381,500	405,300	446,600
59	234,000	278,900	325,500	365,800	382,100	405,600	446,900

60	234,600	279,800	326,600	366,400	382,800	405,900	447,200
61	235,200	280,800	327,300	366,800	383,200	406,200	447,500
62	235,900	281,800	328,200	367,400	383,900	406,500	
63	236,500	282,700	329,000	368,100	384,600	406,800	
64	237,000	283,600	329,800	368,800	385,200	407,100	
65	237,500	284,100	330,600	369,100	385,600	407,400	
66	238,000	284,900	331,000	369,800	386,200	407,700	
67	238,500	285,600	331,600	370,500	386,800	408,000	
68	239,100	286,500	332,300	371,100	387,400	408,300	
69	239,600	287,500	333,100	371,400	387,800	408,500	
70	240,100	288,300	333,800	372,000	388,300	408,800	
71	240,600	289,100	334,500	372,700	388,800	409,100	
72	241,100	289,900	335,100	373,300	389,400	409,300	
73	241,600	290,600	335,600	373,600	389,700	409,500	
74	242,100	291,100	336,200	374,200	390,100	409,800	
75	242,500	291,500	336,700	374,900	390,500	410,100	
76	243,000	291,900	337,300	375,500	390,900	410,300	
77	243,500	292,100	337,600	375,900	391,200	410,500	
78	244,000	292,400	338,100	376,400	391,500	410,800	
79	244,500	292,600	338,500	377,000	391,800	411,100	
80	245,000	292,900	338,900	377,500	392,000	411,300	
81	245,400	293,100	339,300	378,000	392,200	411,500	
82	245,900	293,300	339,800	378,600	392,500	411,800	
83	246,300	293,600	340,300	379,100	392,800	412,100	
84	246,700	293,800	340,800	379,400	393,000	412,300	
85	247,100	294,100	341,100	379,800	393,200	412,500	
86	247,500	294,400	341,500	380,300	393,500		

87	247,900	294,700	342,000	380,700	393,800		
88	248,300	295,000	342,400	381,100	394,000		
89	248,700	295,300	342,700	381,500	394,200		
90	249,200	295,700	343,100	382,000	394,500		
91	249,500	296,000	343,600	382,400	394,800		
92	249,800	296,400	344,000	382,800	395,000		
93	250,100	296,600	344,200	383,100	395,200		
94		296,800	344,600	383,600	395,500		
95		297,100	345,100	384,000	395,800		
96		297,500	345,500	384,400	396,000		
97		297,700	345,700	384,800	396,200		
98		298,000	346,100	385,300			
99		298,400	346,500	385,700			
100		298,800	346,800	386,100			
101		299,000	347,100	386,400			
102		299,300	347,500				
103		299,700	347,900				
104		300,000	348,300				
105		300,200	348,800				
106		300,500	349,200				
107		300,900	349,600				
108		301,200	350,000				
109		301,400	350,500				
110		301,800	350,900				
111		302,200	351,300				
112		302,500	351,600				
113		302,700	352,100				

114		302,900					
115		303,200					
116		303,600					
117		303,800					
118		304,000					
119		304,300					
120		304,600					
121		305,000					
122		305,200					
123		305,500					
124		305,800					
125		306,100					
定 年 前 再 任 用 短 時 間 勤 務 職 員	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額
	189,300	216,800	257,000	276,400	291,600	317,100	359,100

備考 この給料表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。

第2条 杵築市職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第24条第2項中「100分の125」を「100分の122.5」に改め、同条第3項中「100分の125」を「100分の122.5」に、「100分の70」を「100分の68.75」に改める。

第27条第2項第1号中「100分の105」を「100分の102.5」に改め、同項第2号中「100分の50」を「100分の48.75」に改める。

(杵築市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第3条 杵築市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成27年杵築市条例第18号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項の表を次のように改める。

号給	給料月額（円）
1	381,100
2	428,300
3	478,400
4	540,600
5	616,800
6	720,200
7	841,500

第8条第1項の表を次のように改める。

職務の級	1級	2級	3級
給料月額（円）	162,600	208,600	241,600

第10条第2項中「100分の120」を「100分の125」に、「100分の165」を「100分の175」に改め

る。

第4条 杵築市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第10条第2項中「100分の125」を「100分の122.5」に、「100分の175」を「100分の170」に改める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条及び第4条の規定は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の杵築市職員の給与に関する条例（以下「改正後の給与条例」という。）別表第1の規定及び第3条の規定による改正後の杵築市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（以下「改正後の任期付職員条例」という。）第7条第1項の表及び第8条第1項の表の規定は、令和5年4月1日から適用し、改正後の給与条例第24条第2項及び第3項並びに第27条第2項の規定及び改正後の任期付職員条例第10条第2項の規定は、令和5年12月1日から適用する。

(適用日前の異動者の号給の調整)

- 3 令和5年4月1日（以下「適用日」という。）前に職務の級を異にして異動した職員及び市長の定めるこれに準ずる職員の適用日における号給については、その者が適用日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、市長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(給与の内払)

- 4 改正後の給与条例又は改正後の任期付職員条例の規定を適用

する場合においては、改正前の杵築市職員の給与に関する条例又は改正前の杵築市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与条例又は改正後の任期付職員条例の規定による給与の内払とみなす。

議案第 8 2 号

杵築市技能労務職員の給与の種類及び基準を定める
条例及び杵築市企業職員の給与の種類及び基準に関
する条例の一部改正について

杵築市技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例及び杵
築市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正す
る条例を次のように定める。

令和 5 年 1 2 月 5 日提出

杵築市長 永 松 悟

記

杵築市技能労務職員の給与の種類及び基準を定める
条例及び杵築市企業職員の給与の種類及び基準に関
する条例の一部を改正する条例

(杵築市技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例の一
部改正)

第1条 杵築市技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例
(平成17年杵築市条例第42号)の一部を次のように改正す
る。

第6条を次のように改める。

(住居手当)

第6条 住居手当は、自ら居住するため住宅(貸間を含む。)を
借り受け、家賃(使用料を含む。)を支払っている職員に
支給する。

(杵築市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改
正)

第2条 杵築市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(平
成17年杵築市条例第219号)の一部を次のように改正する。

第6条を次のように改める。

(住居手当)

第6条 住居手当は、自ら居住するため住宅(貸間を含む。)を
借り受け、家賃(使用料を含む。)を支払っている職員に
支給する。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議案第 8 3 号

農業集落排水事業の地方公営企業法一部適用に伴う
関係条例の整理等について

農業集落排水事業の地方公営企業法一部適用に伴う関係条例の
整理等に関する条例を次のように定める。

令和 5 年 1 2 月 5 日提出

杵築市長 永 松 悟

記

農業集落排水事業の地方公営企業法一部適用に伴う
関係条例の整理等に関する条例

(条例の廃止)

第1条 杵築市農業集落排水事業特別会計条例（平成17年杵築市条例第50号）は、廃止する。

（杵築市公共下水道事業減債基金条例の一部改正）

第2条 杵築市公共下水道事業減債基金条例（平成17年杵築市条例第73号）の一部を次のように改正する。

第2条中「下水道事業会計歳入歳出予算」を「下水道事業会計収入支出予算」に改める。

第4条中「歳計現金に」を削る。

（杵築市特定環境保全公共下水道事業減債基金条例の一部改正）

第3条 杵築市特定環境保全公共下水道事業減債基金条例（平成17年杵築市条例第74号）の一部を次のように改正する。

第2条中「下水道事業会計歳入歳出予算」を「下水道事業会計収入支出予算」に改める。

第4条中「歳計現金に」を削る。

（杵築市農業集落排水事業減債基金条例の一部改正）

第4条 杵築市農業集落排水事業減債基金条例（平成17年杵築市条例第75号）の一部を次のように改正する。

第2条中「農業集落排水事業特別会計歳入歳出予算」を「下水道事業会計収入支出予算」に、「特別会計予算」を「下水道事業会計予算」に改める。

第4条中「歳計現金に」を削る。

第5条及び第6条中「特別会計予算」を「下水道事業会計予算」に改める。

(杵築市下水道事業の設置等に関する条例の一部改正)

第5条 杵築市下水道事業の設置等に関する条例（令和元年杵築市条例第72号）の一部を次のように改正する。

第1条中「公共下水道事業及び特定環境保全公共下水道事業」を「公共下水道事業、特定環境保全公共下水道事業及び農業集落排水事業」に改める。

第3条第2項中「及び施設」を削り、同項各号を次のように改める。

(1) 公共下水道事業及び特定環境保全公共下水道事業
下水道法（昭和33年法律第79号）第4条第1項の
事業計画において定める予定処理区域

(2) 農業集落排水事業 杵築市農業集落排水施設条例（
平成17年杵築市条例第157号）第3条に定める区
域

第7条中「第243条の2の2第8項」を「第243条の2
の8第8項」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 杵築市農業集落排水事業特別会計の廃止の際、同特別会計に
属する剰余金、債権及び債務は、杵築市下水道事業会計に帰属
するものとする。

議案第 8 4 号

杵築市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業
の運営に関する基準を定める条例の一部改正につい
て

杵築市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関
する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 5 年 1 2 月 5 日提出

杵築市長 永 松 悟

記

杵築市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業
の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する
条例

杵築市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年杵築市条例第21号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「第19条第1号に掲げる小学校就学前子ども」の次に「の数」を加え、同条第3項中「第19条第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子ども」の次に「の数」を加える。

第14条第2項中「特定教育・保育を提供したことを証する書類」を「特定教育・保育提供証明書」に改める。

第15条第1項第2号中「同条第11項」を「同条第10項」に改める。

第35条第2項中「第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」の次に「の数」を加え、「利用定員の総数」を「利用定員の数」に改める。

第36条第2項中「第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」の次に「の数」を加え、「利用定員の総数」を「利用定員の数」に改め、同条第3項中「第6条第2項中」の次に「「特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。）」とあるのは「特定教育・保育施設（特別利用教育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。）」と、」を、「第19条第1号に掲げる小学校就学前子ども」の次に「の数」を、「第19条第2号に掲げる小学校就学前子ども」の次に「の数」を、「小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」の次に「の総数」を加え、「「の同号」とあるのは「の同条第1号」」を「「同号に

掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」とあるのは「同条第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」に改める。

第37条第1項中「同省令」を「同令」に改める。

第39条第2項中「第19条第3号に掲げる小学校就学前子ども」の次に「の数」を加え、「選考」を「、選考」に改める。

第51条第2項中「第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」の次に「の数」を加え、「利用定員の総数」を「利用定員の数」に改め、同条第3項中「法第19条第1号又は第3号」を「同条第1号又は第3号」に、「同条第3号」を「法第19条第3号」に改める。

第52条第2項中「第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」の次に「の数」を加え、「利用定員の総数」を「利用定員の数」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 85 号

大分市と杵築市との公共下水道事業から生じる脱水
汚泥の処理に係る事務の委託の協議について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 14 第 1
項の規定により、別紙のとおり規約を定め、大分市に公共下水道
事業から生じる脱水汚泥の処理に係る事務を委託することの協議
について、同条第 3 項において準用する同法第 252 条の 2 の 2
第 3 項の規定に基づき、議決を求める。

令和 5 年 12 月 5 日提出

杵築市長 永 松 悟

記

大分市と杵築市との公共下水道事業から生じる脱水
汚泥の処理に係る事務の委託に関する規約

(目的)

第1条 この規約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第1項の規定に基づき、大分市（以下「甲」という。）と杵築市（以下「乙」という。）との公共下水道事業から生じる脱水汚泥の処理に係る事務の委託について必要な事項を定めることを目的とする。

(委託事務の範囲)

第2条 乙は、公共下水道事業から生じる脱水汚泥の処理のうち脱水汚泥の燃料化に関する事務（以下「委託事務」という。）の管理及び執行を甲に委託する。

(管理及び執行の方法)

第3条 委託事務の管理及び執行については、甲の条例、規則その他の規程（以下「条例等」という。）の定めるところによるものとする。

(経費の負担)

第4条 委託事務の管理及び執行に要する経費は、乙の負担とし、乙は、これを甲に納付するものとする。

2 前項の経費の額及び納付の時期は、甲の上下水道事業管理者が乙の長と協議して定める。この場合において、甲の上下水道事業管理者は、あらかじめ、委託事務の管理及び執行に要する経費の見積に関する書類を乙の長に送付しなければならない。

(予算の執行)

第5条 甲の長は、委託事務の管理及び執行に係る収入及び支出については、甲の公共下水道事業会計予算に計上するものとする。

(収入の帰属)

第6条 委託事務の管理及び執行に伴う収入は、全て甲の収入とする。

(決算の措置)

第7条 甲の長は、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第7項の規定により、決算の要領を公表したときは、委託事務の管理及び執行に要する経費等の決算に関する書類を乙の長に送付するものとする。

(条例等改正の場合の措置)

第8条 甲は、委託事務の管理及び執行について適用される条例等の全部又は一部を改正しようとするときは、あらかじめ、乙に通知しなければならない。

2 甲は、条例等の全部又は一部を改正したときは、直ちに当該条例等を乙に通知しなければならない。

3 前項の規定による通知があったときは、乙は、直ちに当該条例等を公表しなければならない。

(補則)

第9条 この規約に定めるもののほか、委託事務の管理及び執行に関し必要な事項は、甲の上下水道事業管理者と乙の長が協議して定める。

附 則

1 この規約は、令和6年10月1日から施行する。

2 乙の長は、この規約の告示の際、併せて条例等及び当該条例等が乙に適用される旨を公表するものとする。

議案第 86 号

杵築市立石地区グラウンドの指定管理者の指定について

次のとおり杵築市立石地区グラウンドの指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求める。

令和 5 年 12 月 5 日提出

杵築市長 永 松 悟

記

- 1 公の施設の名称
杵築市立石地区グラウンド
- 2 指定管理者となる団体の名称
立石地区グラウンド管理運営委員会
- 3 指定管理者となる団体の住所
大分県杵築市山香町大字立石 2 4 6 3 番地
- 4 指定の期間
令和 6 年 4 月 1 日から令和 1 1 年 3 月 3 1 日まで

議案第 87 号

杵築市山香温泉風の郷市場の指定管理者の指定について

次のとおり杵築市山香温泉風の郷市場の指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求める。

令和 5 年 12 月 5 日提出

杵築市長 永 松 悟

記

- 1 公の施設の名称
杵築市山香温泉風の郷市場

- 2 指定管理者となる団体の名称
大分県農業協同組合

- 3 指定管理者となる団体の住所
大分県大分市花園三丁目2番10号

- 4 指定の期間
令和6年4月1日から令和9年3月31日まで

議案第 88 号

杵築市堆肥化処理施設の指定管理者の指定について

次のとおり杵築市堆肥化処理施設の指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求める。

令和 5 年 12 月 5 日提出

杵築市長 永 松 悟

記

- 1 公の施設の名称
杵築市堆肥化処理施設
- 2 指定管理者となる団体の名称
公益社団法人 杵築市地域活性化センター
- 3 指定管理者となる団体の住所
大分県杵築市山香町大字内河野4085番地1
- 4 指定の期間
令和6年4月1日から令和9年3月31日まで

議案第 89 号

杵築市社会教育文化財施設の指定管理者の指定について

次のとおり杵築市社会教育文化財施設の指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求める。

令和 5 年 12 月 5 日提出

杵築市長 永 松 悟

記

1 公の施設の名称

- (1) 杵築市きつき城下町資料館
(本館、中根邸、一松邸)
- (2) 杵築市杵築城
- (3) 杵築市大原邸
- (4) 杵築市佐野家
- (5) 杵築市重光家
- (6) 杵築市北浜口番所
- (7) 杵築市藩校模型学習館
- (8) 杵築市磯矢邸
- (9) 杵築市能見邸

2 指定管理者となる団体の名称

一般社団法人 杵築市観光協会

3 指定管理者となる団体の住所

大分県杵築市大字杵築665番地172

4 指定の期間

令和6年4月1日から令和8年3月31日まで

議案第 90 号

市道の路線廃止及び路線認定について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 10 条第 3 項の規定により市道の路線を次のように廃止し、同法第 8 条第 2 項の規定により次のように認定する。

令和 5 年 12 月 5 日提出

杵築市長 永 松 悟

記

1 廃止する路線

路線名	延長 (メートル)	幅員 (メートル)	起 点	備考
			終 点	
小ヶ倉小平線	1,896.7	2.0 ~ 15.0	杵築市大字船部字中津屋 2936 番 1 地先 杵築市大字溝井字小平 425 番 1 地先	
鮎婦池田線	996.1	1.2 ~ 6.5	杵築市大田波多方字宮ノ上 2137 番 地先 杵築市大田波多方字下ノ平 694 番 2 地先	

2 認定する路線

路線名	延長 (メートル)	幅員 (メートル)	起 点	備考
			終 点	
小ヶ倉小平 1 号線	413.0	3.5 ~ 8.5	杵築市大字船部字中津屋 2936 番 1 地先 杵築市大字船部字中津屋 2685 番 地先	
小ヶ倉小平 2 号線	370.0	3.0 ~ 15.0	杵築市大字溝井字小平 542 番 1 地先 杵築市大字溝井字小平 425 番 1 地先	
鮎婦池田 1 号 線	181.0	2.1 ~ 3.4	杵築市大田波多方字池ノ下 2129 番 2 地先 杵築市大田波多方字青柳 1981 番 2 地先	
鮎婦池田 2 号 線	262.0	2.1 ~ 6.5	杵築市大田波多方字下ノ平 699 番 1 地先 杵築市大田波多方字下ノ平 694 番 2 地先	

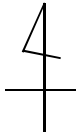
廃止

あゆがえりいけだせん

鮎 帰 池 田 線

L = 996.1 m

W = 1.2 m ~ 6.5 m



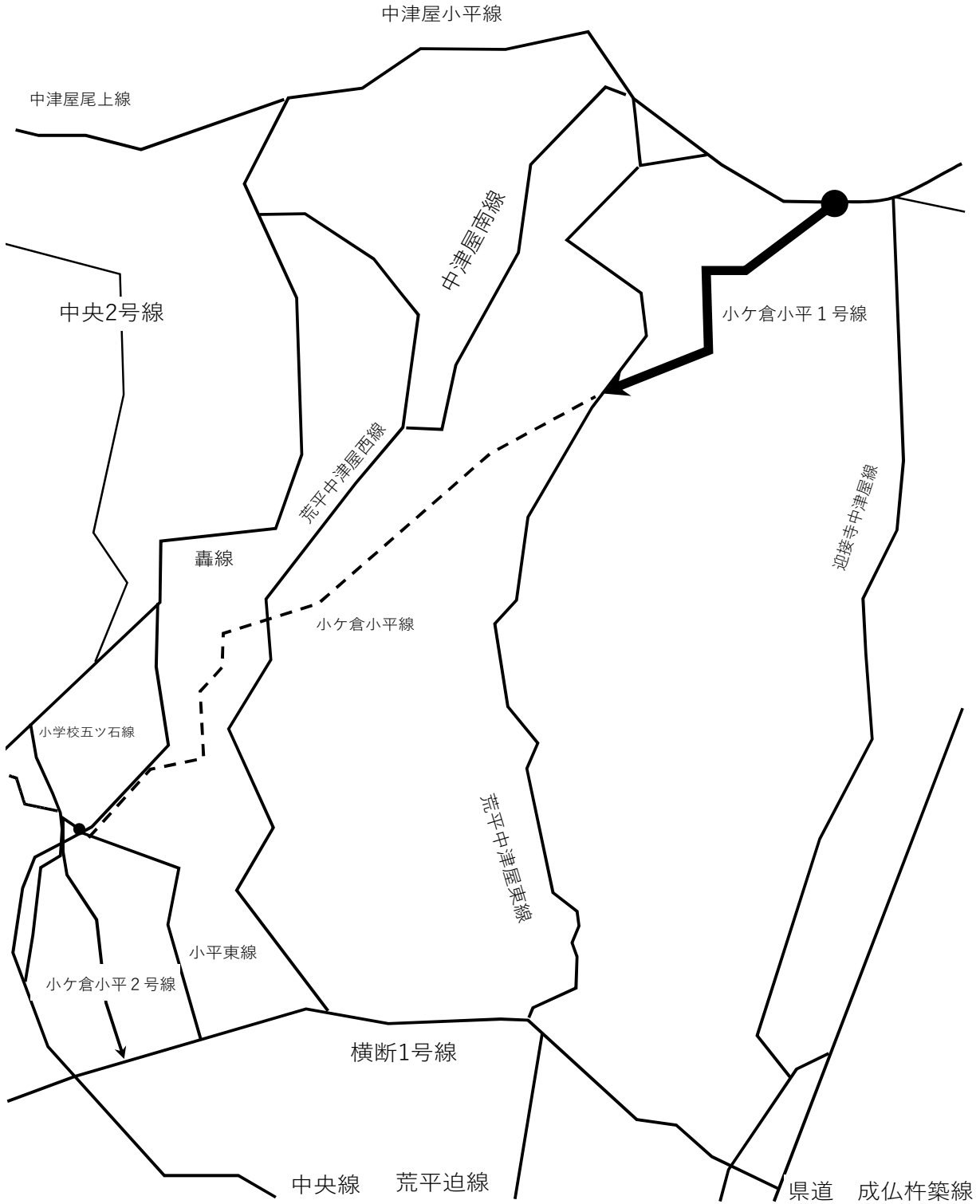
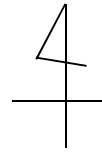
認定

おがくらこびらいちごうせん

小ヶ倉小平1号線

L = 413.0m

W = 3.5m~8.5m



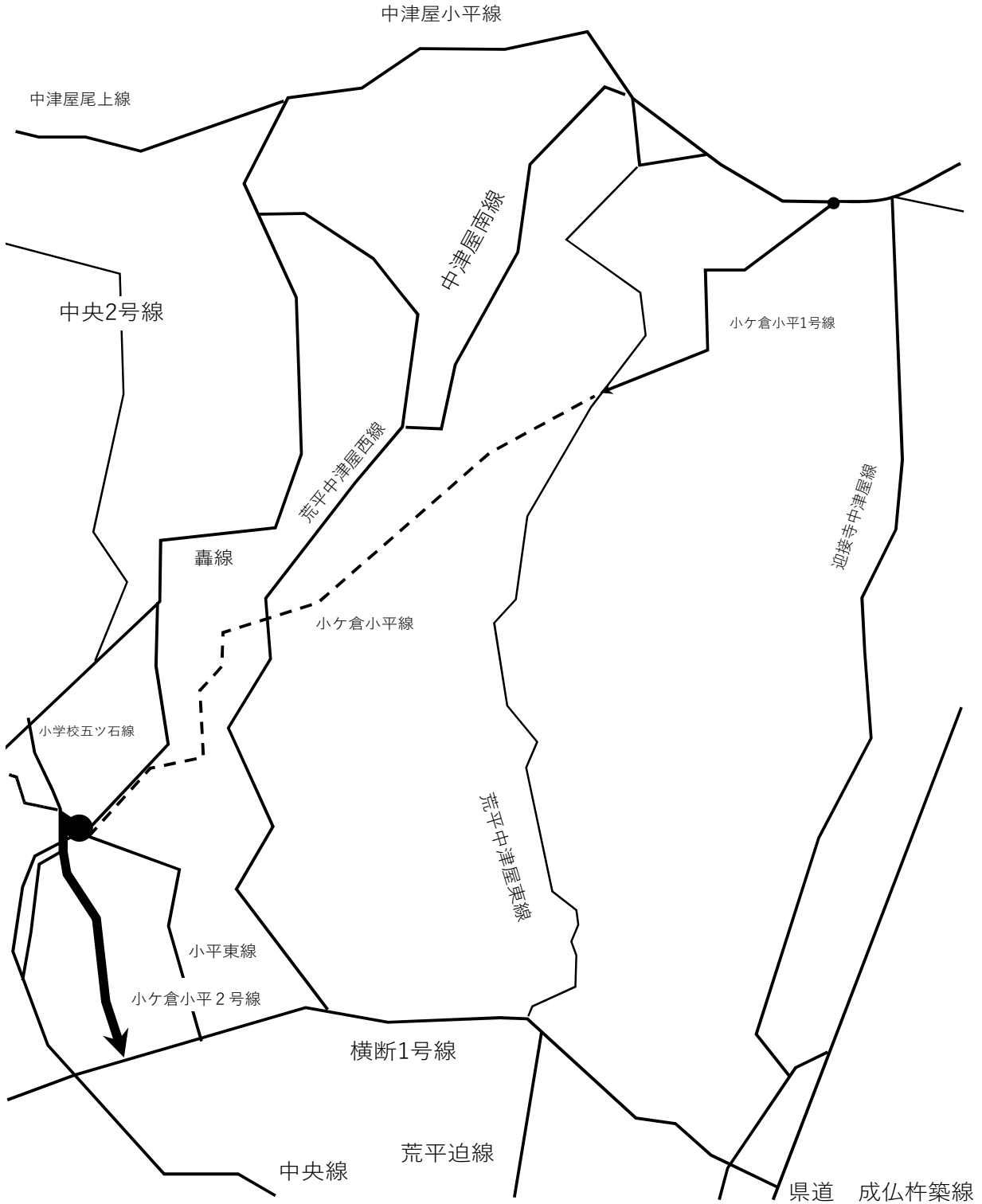
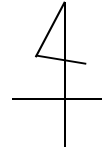
認定

おがくらこびらにごうせん

小ヶ倉小平2号線

L = 370.0m

W = 3.0m~15.0m



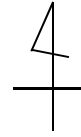
認定

あゆがえりいけだいちごうせん

鮎帰池田1号線

L = 181.0 m

W = 2.1 m ~ 3.4 m



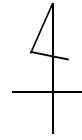
認定

あゆがえりいけだにごうせん

鮎婦池田2号線

L = 262.0m

W = 2.1m~6.5m



報告第38号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のように専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和5年12月5日提出

杵築市長 永 松 悟

記

令和5年度杵築市一般会計補正予算（第6号）・・・別冊

報告第39号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について、別紙のように専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和5年12月5日提出

杵築市長 永松 悟

5 示談の内容及び損害賠償の額

市の過失割合は100%となり、市は、損害賠償金として、相手方車両の修繕料6,500円を支払う。

報告第40号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について、別紙のように専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和5年12月5日提出

杵築市長 永 松 悟

市の過失割合は100%となり、市は、損害賠償金として、相手方車両の修繕料30,000円を支払う。

